

吹田民主商工会

# いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1  
TEL (06) 6383-2211  
FAX (06) 6382-8160  
http://www.suita-minsyou.com  
main@suita-minsyou.com

## 年末調整の準備をはじめましょう

10月末に吹田税務署から年末調整の書類が届きました。年末調整を進めるにあたって、これから準備作業が必要となります。

### 従業員に3つの申告書を渡しましょう

年末調整を行うにあたって従業員から来年の扶養控除の対象になる家族構成、生命保険や地震保険・家族の公的保険料の年間支払金額、本人と配偶者の収入（所得）の見込金額を申告してもらう必要があります。

### ・令和4年分扶養控除等（異動）申告書

これは令和4年分の支払う給与から源泉する税額と年末調整のための申告書です。今年の年末調整をする際には前年に提出を受けた令和3年分の申告書を使います。令和4年分の提出を受けた時には令和3年分を比較して家族構成が変わっている場合、令和3年で起きた異動かどうかを確認するようにしてください。

**この申告書は年末調整での重要書類です。単身者など扶養家族がない場合でも必ず自署してもらい提出を受けてください。**この書類がないと源泉税額を「甲欄」ではなく「乙欄」で徴収しなければいけなくなります。例えば給与月額20万円の単身の従業員の場合、「甲欄」であれば4770円ですが、提出がなければ「乙欄」の20900円を徴収しなければいけません。もし税務調査の際に扶養控除等申告書がなかった場合、その差額を徴収不足として事業主が支払わなければいけなくなります。ご注意ください。

### ・令和3年分保険料控除申告書

すでに保険会社から生命保険・地震保険の控除証明書が10月には送付されていますので、これらの金額を記載してもらって証明書も添付して提出を受けます。また事業主が個人事業で社会保険の適用を受けていない場合は、従業員自身の国民健康保険や国民年金保険料も申告してもらいましょう。扶養家族の国保、国民年金、後期高齢者医療保険、介護保険料もその従業員が負担しているのであれば対象になります。年金から特別徴収（天引き）される保険料は対象にならず、口座振替に切り替える必要があります。

### ・令和3年分基礎控除申告書兼

#### 配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

本人の所得見込み金額および配偶者の所得見込み金額から、基礎控除・配偶者（特別）控除の金額を算出する申告書です。本人の所得金額の見込みはこちらで書くことができますと思いますが、配偶者の分は従業員から申告してもらわなければなりません。

こちらも配偶者がいない従業員であっても「基礎控除申告書」が必要ですので、必ず従業員に署名して提出を受けるようにしてください。

### 日常的な自主計算活動を

## 自主計算。パンフレットを配布します

今週の商工新聞と一緒に毎年配布している自主計算パンフレットを会員の方にのみ配布します。なお今年から確定申告の控除計算などは別冊として後日配布します。



## 労働保険は従業員が一人以上から

### 加入義務があります

## 「パート・バイト・学生は対象外」は間違いです！

労働保険は正確には労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の二つを合わせた総称です。そのうち労災保険は従業員を一人でも雇用している事業所には加入義務があります。（官公署一部例外あり）従業員の雇用形態は関係ありません。「うちはパートだけ。学生だけ。だから労働保険は必要ない」と勘違いされている場合がありますが、それは間違いです。もし業務中や通勤中に従業員が災害でケガをした場合は、事業主が治療費と休業が必要であればその間の休業補償をしなければなりません。そのため保険制度が労災保険です。未加入の状態ですら発生した場合には、治療費と休業補償の全額もしくは一部と2年間を遡及した保険料を国から徴収されます。

よく勘違いされるのは雇用保険の適用条件と混同して誤認されているためです。雇用保険の加入条件は所定労働時間が週20時間以上で31日以上雇用の見込みがあることとされています。学生（夜間・定時制・通信制以外）は適用から除外されます。

労働保険の手続きが必要な場合はご相談ください。ご自身での手続きが煩雑で難しい場合は、民商で労働保険事務組合を運営しているため、委託を受ければ代わりに手続きを行うこともできます。

## 伝言板

### 無料法律相談（要予約）

11月18日（木） 13時00分 民商會館

### 第9期飲食店等営業時間短縮協力金

10月1日から10月24日までの24日間、営業時間短縮等大阪府の要請に協力した飲食店等に対する協力金支給申請。

受付期間 11月1日～12月13日  
支給金額 1日当たり2.5万円～7.5万円（中小企業等 売上高方式）

### 大阪府中小法人・個人事業者等に対する一時支援金

大阪府が国の月次支援金（4月～8月分）が支給された中小企業・個人事業主を対象に上乗せの支援金を支給。  
申請期間 11月5日～12月24日  
支給金額 個人事業主25万円・法人50万円

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！